

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要について

1 趣旨（経緯）

(1) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則（平成22年農林水産省令第51号。以下「規則」という。）第1条第7号において「製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）」を引用している。

製材の日本農林規格については、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第5条において準用する同法第3条第1項の規定に基づき、農林水産省告示第195号によりその全部を改正し、令和7年7月30日から施行されることとされている。

(2) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）において、木材の製造を業として行う者は、木材製造高度化計画を作成し農林水産大臣の認定（以下「認定」という。）を受けることができ（法第17条第1項）、認定を受けた木材製造高度化計画に基づき地域森林計画の対象となっている民有林において森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する公共建築物に係る建築用木材の製造の用に供する施設の開発行為を行う場合には、同第1項に規定する都道府県知事の許可があったものとみなす特例（法第20条。以下「特例」という。）が措置されている。

当該特例は、森林法第10条の2第1項の規定を緩和するものではなく、木材製造高度化計画に係る取組を行おうとする者の利便のための手続のワンストップ化の措置であることから、認定に当たっては、農林水産大臣から都道府県知事に協議し、その同意を要する（法第17条第4項）。この場合において、都道府県知事は森林法第10条の2第2項と同様の確認をしなければならないので、規則第2条第2項第4号における木材製造高度化計画の添付書類は、森林法第10条の2第1項の許可申請の添付書類（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第4条）を踏まえたものとする必要がある。

2 改正の概要

本案は、製材の日本農林規格の全部が改正され令和7年7月30日から施行されることに伴い、その告示を引用する規則第1条第7号を改正するとともに、規則第2条第2項第4号に規定する書類を森林法施行規則第4条の書類に合わせるものである。

3 施行期日

令和7年7月30日